

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成22年8月27日)

開催日及び場所		平成22年7月28日(水曜日) 中会議室	
委員		前田 憲 秀 (前田憲秀税理士事務所) 青木 豪 (青木法律事務所) 西村 進 (西村公認会計士事務所)	
審議対象期間		平成22年1月1日～平成22年3月31日	
審議対象案件		224件 うち、1者応札案件22件 契約の相手方が公益財団法人の案件 2件	
抽出案件		43件 うち、1者応札案件 0件 (抽出率 19.2%) (抽出率 0%) 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件 (抽出率 0%)	
工事	一般競争	41件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件	
	指名競争	公募型指名競争	該当なし
		工事希望型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
	随意契約	該当なし	
業務	一般競争	該当なし	
	指名競争	公募型競争	該当なし
		簡易公募型競争	該当なし
		その他の指名競争	該当なし
	随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
		簡易公募型プロポーザル	該当なし
		標準型プロポーザル	該当なし
		その他の随意契約	該当なし

抽出案件内訳

物品・ 役務等	一 般 競 争	181件 うち、1者応札案件20件 契約の相手方が公益財団法人の案件 2件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約(企画競争・公募)	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件
	随意契約(その他)	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件
(特記事項)		

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>1 B7の作業道整備事業の入札において、価格の一番低い者が落札者となっていないがどうしてか。 また、総合評価落札方式とはどういうものか。</p> <p>2 C6の造林事業請負は、作業期間が1月から3月となっているが、この時期は予定価格を算出する際に冬期加算はしているのか。 又、冬期加算までして冬期に発注する必要があるのか。</p> <p>3 同様に、B3の作業道整備事業が、冬期発注となっているが、冬期工事は実施可能なのか。 この事業についても冬期補正を掛けて予定価格を積算しているのか。</p>	<p>1 当該事業は、総合評価落札方式による入札であり、その場合、技術評価点と入札価格により評価値を算出し、その評価値の高い者が落札者となるシステムである。 今回の場合は、2番札の者の評価値が高かったことから落札者となったものである。 総合評価落札方式については、標準点、技術点から構成された技術評価点を入札価格で除して数値化し、その評価値が高い者を落札者としている。予定価格の範囲内で価格と品質が総合的に優れた施工業者を選定するもので、価格だけをもって落札者を決定していない。</p> <p>2 冬期加算している。 植付、下刈作業等には作業適期があり、一定期間に発注が集中することから、労務事情を考慮して、比較的作業時期が固定されない除伐等については、冬期に発注する場合もある。また、林業事業体における通年雇用化の促進という観点もある。</p> <p>3 当該工事箇所は、降雪量が比較的少ないことから、事業実施が可能と判断したものである。 また、当該事業についても冬期補正をしているが、冬期補正して予定価格を積算するかについては、公共事業全体を通じた大きな問題であり、冬期発注の必要性を含めて、今後の検討課題とさせて頂きたい。</p>

	<p>4 単純に落札率の高低で、善し悪しを判断できない。そもそもの予定価格の積算根拠が市場にあっているのかどうかを検証する必要があるのではないか。</p> <p>5 造林・生産事業に共同事業体が見受けられるがこれは何か。</p> <p>6 造林及び生産事業の競争参加資格要件の中に「入札に参加する者との間に資本関係及び人的関係がないこと」とあるが、どのように確認しているのか。</p> <p>7 資本関係及び人的関係の審査については、早急に確立する必要がある。</p> <p>8 一位不動状況を審議する視点は何か。</p>	<p>4 建設工事等に係る積算については、確立されていると考えており、歩掛や単価等についても必要があれば毎年見直している。</p> <p>5 造林及び生産事業を営む業者については、比較的小規模経営の事業体が多く、事業体の育成という観点から、共同事業体の入札参加を認めている。</p> <p>6 競争参加の申請の際に確認している。申請について自己申請によるものである。 なお、資本関係及び人的関係等の確認方法について、現在、上局(林野庁)で検討中である。</p> <p>7 検討していきたい。</p> <p>8 再入札以降においても一位が不動の場合は、談合の疑いがあるのではないかという視点で取り纏めた様式であるが、これだけをもって判断は出来ないと考えている。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>なし</p>	

事務局:北海道森林管理局企画調整部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。